

新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止の取り組みについて

令和2年2月26日

社会福祉法人みわの会

法人本部

保育所等の子どもや職員に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応については、厚生労働省子ども家庭局より「保育所における感染症対策ガイドライン」や「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」（令和2年2月13日厚生労働省子ども家庭局総務課）、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」（令和2年2月18日厚生労働省）などで通達がなされているところですが、各園として感染拡大を防止する観点から、罹患が確認されない子どもや来園される利用者、園行事等についても、次の通り措置を行っていきます。

- ・園行事の一部縮小・変更措置（来賓等の参加見送り・個別対応等）

園行事について、不特定多数の方との接触を未然に防ぐ観点で参加者を最小限にすべく、措置を行っていきます。（説明会など）利用者が一堂に会する行事等については、個別対応に変更を依頼する場合があります。

- ・子育て支援行事の中止（3月15日まで）

2月26日現在、感染拡大に関して不透明な点が多いことから、子育て支援行事を3月15日まで一時中止致します。

- ・職員の健康管理・自主申告の徹底（勤務前の体温管理等）

普段より職務前に体温測定を行っておりますが、更に職員一人ひとりの健康管理に留意していきます。37.5度以上の発熱と呼吸器症状が見られる場合は帰宅し、一定期間安静とします。

- ・園児ご家庭へ利用園児の体調管理のお願い

園児（特に乳児）について、各ご家庭における体調管理をお願いすると共に朝の体温測定や自宅保育など可能な限りご協力をお願い致します。

- ・利用者への手洗い・消毒のお願い

来園される方に関して、玄関での消毒、手洗いをお願い致します。